

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金(10万円/1世帯)のご案内

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(1世帯あたり10万円)は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯を支援する新たな給付金です。

給付金の支給額

1世帯あたり**10**万円

給付金の支給時期

役場が確認書(または申請書)を受理した日から10~20日後が目安です。

支給対象と支給手続き

支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

令和3年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和3年1月以降の収入が
減少し「住民税非課税相当」
の収入となった世帯(家計急変世帯)

令和3年12月10日時点で大治町に住民登録のある世帯へは確認書が送付されますので、中身を確認して、

返信してください。

確認事項

- ① 記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
※役場で口座番号を把握していない場合は、空欄になっています
- ② 世帯員全員が住民税が課税されている方の扶養になっていないこと

申請が必要です

申請期限 令和4年9月30日(金)

申請時点で町に住民登録のある世帯は役場窓口で申請してください。

※住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額(令和3年1月以降の任意の1か月収入×12倍)が大治町住民税均等割非課税水準以下であることを指します。

新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。

お問合せ

内閣府住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター

☎0120(526)145

受付時間 午前9時~午後8時(土日・祝日休み)

大治町住民税非課税世帯等臨時特別給付金担当

☎(444)5151 (令和4年3月31日まで)

受付時間 午前8時30分~午後5時(土日・祝日休み)
令和4年4月1日以降は役場民生課へ 内線142・165